

令和6年10月11日

沼田市長 星 野 稔 様

沼田市水道料金あり方検討委員会
委員長 米 本 清

沼田市水道料金の改定について（答申）

令和6年4月18日付沼上経第6号で諮問のありました水道料金の改定について当委員会の意見をまとめましたので、下記のとおり答申いたします。

なお、留意されるべき事項を附帯意見として申し添えます。

記

1 料金改定の必要性

沼田市水道事業は平成5年の料金改定を最後に、これまで人件費や企業債残高の削減などの経営努力により現行料金を維持してきた。しかし、老朽化が進む管路や新浄水場をはじめとした施設の更新を計画的に実施していく必要がある一方、給水人口の減少等により水道料金収入が減り続けており、将来にわたり安定した経営を継続するためには、水道料金の改定が必要である。

2 料金改定の考え方

沼田市水道事業経営戦略では、財政計画期間（令和6年度から令和15年度）の収支見通しにおいて、資金不足を回避し、内部留保資金を確保するためには、計画期間内前半（令和7年度～令和11年度）における料金収入を29%増加させることが必要と試算されている。

しかしながら、現状の市民生活、地域経済等への影響を考慮した場合、この期間における料金値上げを極力抑えることが望ましく、28%の増加が妥当である。

3 料金体系

（1）体系の見直し

前回の料金改定（平成5年）から30年以上が経過しており、水道水の使用状況は大きく変化している。料金区分の明確化や負担の公平性を考慮すると、現在の料金体系は見直しが必要であり、用途別から口径別への変更が望ましい。

（2）基本料金

基本料金については、各口径の維持管理費や使用水量に応じた適正な口径別単価を設定することが必要である。ただし、時代情勢を見極めて、小口径利用者、大口径利用者ともに過度な負担増加とならないよう考慮し設定する必要がある。

（3）従量料金

従量料金については、動力費などの変動的にかかる経費における費用負担の公平性の観点から、使用水量にかかわらず均一の単価を継続することが適当である。

(4) 基本水量

基本水量については、水道普及に伴い、公衆衛生上の観点から水需要を促進するという当初の役割はすでに終えているものの、家庭用などの少量利用者への負担を考慮し、当面は継続するのが望ましい。

(5) 料金改定案

上記(1)～(4)を踏まえた改定案は次の表のとおりである。(税抜)

用途	量水器口径	基本料金 (1か月につき)	従量料金(1立方メートルにつき)	
			8立方メートルまで	9立方メートル以上
一般用	13ミリメートル	1,010円	0円	150円
	20ミリメートル	1,600円		
	25ミリメートル	2,290円		
	30ミリメートル	2,990円		
	40ミリメートル	4,500円		
	50ミリメートル	6,820円		
	75ミリメートル	14,500円		
臨時用	—	—	1立方メートルにつき	150円

消火栓使用料・・・演習用1栓10分間につき500円

4 料金改定日

現行の料金体系のままでも今後6年間は欠損金が発生しない見込みであるが、令和13年度から欠損金が発生し、以降大幅な資金不足となる試算であることから、可能な限り早期に料金改定を実施する必要があるため、料金改定日は令和7年4月1日が適当である。

5 附帯意見

- (1) 水道料金については、経営戦略見直し期間(概ね3年～5年)ごとに経営状況、持続可能性などを勘案し、長期的な計画性を持って、さらなる費用節減の努力をし、適切に見直しを行うこと。その際には、国庫補助金制度等の動向を注視し、積極的な活用を図ること。
- (2) 前回改定から30年以上が経過していることも考慮し、使用者に改定の必要性や内容を十分に周知するよう努めること。特に増加率の高い大口利用ユーザーへの説明を十分に行うこと。
- (3) 現下の物価高騰による厳しい経済情勢において、水道料金改定が市民生活に与える影響について十分配慮し、段階的な引き上げを検討すること。
- (4) 簡易水道区域との料金格差が過度に生じないように、制度や料金を検討すること。
- (5) 水道が市民生活に不可欠であるという重要性を再認識し、一般会計部門も含めて歳入・歳出を精査し、水道事業会計への繰入を増やすよう努めること。
- (6) 近年の急激な円安や物価高騰の厳しい経済情勢に鑑み、料金改定による影響が大きい利用者への助成制度等を検討すること。
- (7) 老朽化した水道施設は浄水場のみでなく、耐用年数を過ぎて更新されていない管路の割合も高いことから、管路更新率の向上に努めること。

以 上